

## 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局非常勤職員募集要項

### 1. 採用内容

- (1) 採用予定人数：1名
- (2) 採用予定日：令和5年10月1日（日）以降

### 2. 業務内容

事業再構築のための私的整理円滑化のための法制整備の検討に関する業務等（主に、政策に関連する資料の作成・整理、会合の準備・開催、関係府省庁及び関係機関との連絡調整、有識者等へのヒアリング等）。

### 3. 応募資格

大卒以上の学歴を有すること。また、弁護士としての資格及び会社法・倒産・事業再生関係業務において3年程度以上の実務経験を有する者を原則とします。特に、倒産・事業再生実務に係る動向に幅広い知識を有し、事務の遂行に必要な企画力、思考力、説明力を有すること。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 4. 応募方法

#### (1) 提出書類

- ① 志望動機（A4用紙1～2枚程度、記載形式自由）
- ② 履歴書1通
  - ・書式自由
  - ・カラー写真（6ヶ月以内に撮影されたもの）貼付
  - ・職務履歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
  - ・日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。）1通

#### (2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

電話 03-3581-9229 担当：石橋

### (3) 応募締切

令和5年8月30日(水) 必着 (持参不可、郵送のみ)

※1 応募書類の提出状況に応じ、応募締切前であっても随時選考を行います。

※2 応募締切前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので、御承知置きください。

### 5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考：書類審査

② 2次選考：面接審査

※1 書類審査(1次選考)の合格後、面接(2次選考)を行う際に、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※2 令和5年8月31日(木)までに、当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますので、御了承ください。

※3 応募書類は返却いたしません(責任をもって廃棄致します)。

### 6. 勤務条件

① 勤務地：東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

② 勤務時間等：週5日 1日5時間45分(10:00~12:00、13:30~17:15)

土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休み

③ 任期：採用日から令和6年3月31日まで。

※詳細については、相談の上決定。

※なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給

※賞与・昇給はありません。

※国家公務員共済組合制度(短期給付)、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

### 7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員が現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。